

令和7年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員
(本庁舎専任宿日直員)
採用試験 受験案内

令和8年1月5日
米子市

【受付期間】

令和8年1月5日（月）～令和8年1月23日（金）

- ・土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前9時00分～午後5時00分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1月23日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験科目	試験日	試験場所
教養試験	令和8年2月8日（日） (受付時間) 8：00～8：20	米子市役所本庁舎 4階会議室 (米子市加茂町1丁目1番地) *くわしくは応募者に別途お知らせします。
面接試験		

予算編成や予算の議決の状況等によっては、採用にならない場合があります。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

募集職種	採用予定人員	職務内容
本庁舎専任宿日直員	1人程度	市役所本庁舎の宿日直業務（庁舎内外の巡視、電話連絡応対、到達文書等の処理、戸籍の届出書の受付等）に従事します。

2 試験日程及び会場

試験科目	試験日	試験場所
教養試験	令和8年2月8日（日） (受付時間) 8：00～8：20	米子市役所本庁舎 4階会議室 (米子市加茂町1丁目1番地) *くわしくは応募者に別途お知らせします。
面接試験		

3 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
教養試験	100点	職員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験	50分
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	—

○ 合格者の決定

- ・合格者は、教養試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- ・教養試験、面接試験にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

4 受験資格

○ 平成20年4月1日までに生まれた方

このほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申し込み受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月23日（金）

- ・土曜日、日曜日および祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前9時00分～午後5時00分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、1月23日必着で受け付けます。

6 受験手続

区分	内 容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部 返送用封筒 1通</p> <p>○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載のうえ、写真を貼付してください。 ○ 返送用封筒には、受取人の宛先（郵便番号・住所）、氏名を記入のうえ、<u>110円切手</u>を貼ってください。</p>
申込先	<p>米子市総務部職員課（本庁舎3階） 〒683-8686 米子市加茂町1丁目1番地 電話（0859）23-5341</p> <p>[持参により申し込む場合] ○ 米子市総務部職員課へ、直接ご持参ください。</p> <p>[郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に「採用試験（<u>本庁舎専任宿日直員</u>）受験申込」と書いてください。</p>
受験票の交付	<p>受験票は、提出いただいた返送用封筒により後日郵送します。</p> <p>○ 2月3日（火）までに到着しないときは、米子市総務部職員課に問い合わせてください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市総務部職員課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	2月下旬	受験者全員に対し、郵送により通知します。

（注） 最終合格者の辞退等により、採用予定人員に欠員が生じた場合、成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

8 採用予定日

令和8年4月1日

9 勤務条件等

区分	内 容
報酬	報酬は、 宿直勤務 1回あたり 14,950円 宿日直勤務 1回あたり 22,740円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末及び勤勉手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	平日 宿直勤務 17時00分から翌日9時00分まで 休日 宿日直勤務 9時00分から翌日9時00分まで ・輪番制による2人体制で、1ヶ月に10回程度の勤務となります。 ・宿日直業務は、労働基準法第41条に定める断続的労働に該当します。
任用期間	任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。 ・任期満了後、再度の任用を行う場合があり、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。(職の改廃等がある場合を除く。) ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
勤務地	米子市役所本庁舎（米子市加茂町1丁目1番地）
その他	健康保険（鳥取県市町村職員共済組合）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

- 採用時までに給与改定・制度改正があった場合は、それによります。